

第8章 その他

第1節 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等

多様化・高度化する地域住民のニーズを反映した効果的な水害対策や環境整備を進めていくためには、ハード・ソフト対策の連動、関係機関や地域住民、さらにはNPOをはじめとする市民団体などの理解と協力・行動が不可欠となっています。このため、これらとの連携に努め、地域中心・住民参加型あるいは住民主体の活動がより活発となるような仕組みの構築を図り、これらを積極的に支援します。

河川に関わるイベントや学習施設、ホームページや報道を通じ、河川に関する様々な情報を提供し、流域住民の河川愛護、美化に対する意識を高め、住民の自発的で自己責任ある行動を喚起していくことに努めます。

なお、印旛沼においては、治水、環境に関する喫緊の課題に対応するための「印旛沼流域水循環健全化会議」を設立し、「恵の沼をふたたび」と題して、緊急行動計画を作成して、市民団体、水利用者、行政が一同に会して計画を策定し、実践しています。これら取り組みを、河川管理者も実践するとともに、様々な取り組みを支援していきます。

第2節 超過洪水対策

河川整備の計画規模を超える洪水に備えるため、雨量・水位情報の収集に努めるとともに迅速な水防活動が行えるよう、日頃から関係機関との連絡体制を整えるものとします。

計画的な整備が完了するまでの間については、迅速かつ的確な水防活動を支援するために、出水毎に再度必要な水防資材等について確認し、被害を受けた河川について重点的な配備を行うものとします。

また、洪水ハザードマップ作成支援のための浸水想定区域図の作成、ソフト対策等の充実を図り、超過洪水において被害が最小限となるように努めます。

第3節 河川愛護等の普及、啓発

地球の水循環の中にある川は、多くの生き物を育み、人の生活と密接に関わるものであり、人間社会の発達に依じて、川と人のかかわりは変遷しています。このような河川を身近な環境教育の場として捉え、適切な拠点の整備のほか、学習機会の提供、職員の派遣、指導者の育成、に努め、地域住民の河川愛護意識を高めることに努めるとともに、河川に関する行事の開催や広報活動を強化し、知識の周知や興味関心の向上に努めます。